

令和2年第3回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和2年9月1日(火)午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、大沢 耕
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、畠山 範之、田村 慎一
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
議案第 5号 選挙人名簿に登録することについて
議案第 6号 選挙人名簿から抹消することについて
報告第 9号 登録の移替えをした者について
報告第10号 選挙権を有する者の50分の1の数について
報告第11号 選挙権を有する者の3分の1の数について

午前8時54分

石井書記長 おはようございます。ただいまから、令和2年第3回選挙管理委員会を開会いたします。開会にあたりまして、嶋田委員長よりご挨拶をいただき、引き続き進行の方もよろしく申し上げます。

嶋田委員長 改めて、おはようございます。色々と忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日から9月ということで、一昨日からの天気から比べると過ごしやすくなった感じはしますが、まだ暑さも続きますし、コロナ対策も含めて、体調には十分気を付けていただきたいと思います。

突然の安倍総理の辞任ということで、ちょっと慌ただしくなっておりますが、今のところはまだ衆議院選挙の話にはなってませんが、一応動向を十分注視して、何かありましたらすぐ対応できるようにお願いしたいと思います。

今日は定時登録と、その他で公職選挙法の改正について概要説明があります。よろしく申し上げます。

嶋田委員長 それでは、早速、令和2年第3回目の選挙管理委員会を始めたいと思いますけれども、本日の会議録の署名委員ということで、大沢委員と田村委員にお願い致します。

それでは、案件の議案第5号「選挙人名簿に登録することについて」。内容について、事務局より説明をお願いします。

畠山書記

はい。それでは議案第5号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第1項の規定により、令和2年9月1日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

説明致します。

まず、「1」の新有権者登録については、令和2年9月1日までに満18歳に達する方で、生年月日では平成14年6月3日から平成14年9月2日までの方が対象となります。人数は、男12人、女18人、計30人となります。

次に、「2」の転入登録については、令和2年6月1日以前より引き続き三種町に居住され3ヶ月を経過された方が対象となります。転入日では、令和2年3月2日から令和2年6月1日までに転入した方で、人数は、男25人、女39人、計64人。

よって、本日の登録者総数は、男37人、女57人、合計94人となります。

対象者につきまして、別冊の名簿をご覧ください。

新有権者登録につきましては、1頁に、転入登録につきましては、2頁～3頁に記載しております。

議案第5号の説明は、以上です。

嶋田委員長

はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

嶋田委員長

皆さん、何かございませんか。

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長

無いようでございますが、議案第5号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長

ご異議無いようですので、議案第5号を原案どおり決定することと致します。

嶋田委員長

次に、議案第6号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明の方をお願いします。

島山書記

はい。議案第6号「選挙人名簿から抹消することについて」。
公職選挙法第28条の規定により、令和2年9月1日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

まず、「1」の死亡抹消者につきましては、死亡の届出が令和2年6月1日から令和2年8月31日までの方が対象で、男40人、女40人、計80人となります。

次に、「2」の転出抹消者につきましては、今回は、令和2年4月30日以前に三種町から転出され4カ月経過された方が対象となります。転出日の範囲は、令和2年2月1日から令和2年4月30日までとなります。人数は、男75人、女74人、計149人となります。

よって、本日の抹消者総数は、男115人、女114人、合計229人となっております。

対象につきまして、死亡抹消は別冊名簿の4頁～6頁、転出抹消は7頁～10頁に記載しております。転出抹消者名簿のNo. 86の方ですが、転入登録者名簿のNo. 42にも記載されております。確認したところ3月29日に転出されており、5月29日に転入の届出をされていることからどちらにも記載されております。再転入者で確認しております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

嶋田委員長

それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

嶋田委員長

何かございませんか。

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長

ないようであれば、議案第6号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長

ご異議無いようですので、議案第6号を原案どおり決定致します。

続きまして、報告第9号「登録の移替えをした者について」。説明をお願いします。

島山書記

はい。報告第9号「登録の移替えをした者について」。

令和2年9月1日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和2年6月1日から令和2年8月31日までの町内転居により投票区の移替えをした者は男14人、女31人、合計45人となります。

別冊名簿の11頁～14頁に対象者を掲載しております。No. 6、27、30の方ですが、確認したところ、転居の後でお亡くなりになられておりましたので、このような記載になります。

説明は、以上です。

嶋田委員長

はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)

嶋田委員長

何かありませんか。

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長

なければ、報告第9号を原案どおり承認したいと思います、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長

続きまして、報告第10号と報告第11号につきましては、関連性がございますので、一括上程と致します。

報告第10号「選挙権を有する者の50分の1の数について」、報告第11号「選挙権を有する者の3分の1の数について」、説明の方お願い致します。

島山書記

はい。報告第10号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は289である。

これにつきましては、下に記載の直接請求の必要署名数となっております。この数の算定については4頁に選挙人名簿登録者数の増減表を載せておりますのでそちらをご覧ください。

今回9月定時登録の抹消者数が229人、登録者数が94人、差引きしました今回の名簿登録者数が男6,663人、女7,752人、合計で14,415人となり、6月定時登録から

135人の減となっております。この14,415人の50分の1の数が289となります。

続きまして、報告第11号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,805である。

これにつきましても、下に記載の直接請求に関する数で、今回の選挙人名簿登録者数の3分の1ですので4,805となります。

以上で、報告第10号と第11号の説明を終わります。

嶋田委員長

はい。報告第10号、11号については計算上で出てくるものでありますので、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第10号、第11号を原案どおり決定致します。

嶋田委員長

本日の議案審議は以上です。

次に、その他で公職選挙法の改正について説明がありますが、他に委員の皆さんから何かあれば。なければ、事務局より公職選挙法の改正について説明をお願いします。

畠山書記

はい。それでは公職選挙法の一部改正の概要について説明させていただきます。公職選挙法の一部を改正する法律が6月12日に公布され、12月12日に施行されます。改正内容は、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大、町村議会におけるビラ頒布の解禁、町村議会議員選挙における供託金制度の導入となっております。まず、改正点の一つ目。選挙公営の拡大について説明致します。別紙資料をご覧ください。町村議会議員及び町村長選挙において、条例で定めるところにより、町村が一定の金額の範囲内で、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスター作成の費用を負担することができるようになります。これまで市町村においては、市議会議員選挙及び市長選挙においてのみ、条例により選挙公営の対象とすることが可能で、町村議会議員選挙及び町村長選挙においては、一般的に選挙運動区域が狭い、選挙運動期間が短い等の理由から、選挙公営の対象とはなっていませんでしたが、町村合併の進行によ

る選挙運動区域の拡大や、多様な人材の議会参加を促進する必要性の増大等の現状変化から、町村議会議員選挙及び町村長選挙においても、自動車の使用、ビラ及びポスターの作成について選挙公営の対象とすることが可能となりました。

選挙運動用自動車の使用については、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者及びそれ以外の者との契約で金額は異なりますが、候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができます。①の一般乗用旅客自動車運送事業者とは、いわゆるハイヤー、タクシーで、運転手と燃料代を含む契約になります。②それ以外の者とはレンタカー等でありまして、自動車の借入、燃料供給、運転手の雇用においてそれぞれ契約し、公費負担を申請することになります。町の選挙で公費負担の限度額を積算すると、告示から選挙期日の前日まで5日間でありまして、①の契約の場合、5日間で322,500円、②の契約の場合、車の借入れが79,000円、燃料供給が37,800円、運転手の雇用が62,500円となります。なお、これは上限額でありまして、上限額の範囲内において実際に要した費用を交付します。次に、選挙運動用ビラの作成についてですが、ビラの作成を業とする者と有償契約を締結し作成するときは無料で作成することができます。作成単価の上限は1枚当たり7円51銭で、町村議会議員選挙においては1,600枚、町村長選挙においては5,000枚まで頒布可能となりますので、上限額は町村議会議員選挙は12,016円、町村長選挙は37,550円となります。次に、選挙運動用ポスターの作成について。ビラと同様に、有償契約でポスターを作成するときは無料で作成することができます。作成単価の上限は公職選挙法の規定により、2,503円となります。これにポスター掲示場数を乗じ、公費負担の限度額は392,971円となります。以上が選挙公営の拡大についての説明となります。

続きまして、2つ目の改正点。町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁です。町村議会議員選挙においては、これまで禁止されていた頒布が可能となります。頒布枚数の上限は1,600枚で種類や頒布方法、規格等は現行の公職選挙法における市議会議員選挙と同様とされています。

続きまして、3つ目の改正点。町村議会議員選挙における供託金制度の導入であります。改正法により、町村議会議員選挙の選挙公営の対象が拡大となることを踏まえ、町村議会議員選挙においても15万円の供託が必要となりました。なお、供託物の没収点は、現行の公職選挙法における市議会議員選挙と同様とされました。没収点は「有効投票総数/定数×1/10」となります。なお、これに関連し、先ほど説明しました公費負担について、供託物が没収された場合、選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスターの作成についても、公費負担とならないことになっております。以上が、改正の概要となります。

なお、選挙公営の拡大については、条例を制定したうえで、その運用に関しては選挙管理委員会で規程を定めることとなります。ビラの頒布に関しても、現行のビラの証紙に関する規程を改める必要があります。条例につきましては、今後12月議会に議案を上程する予定です。選管の告示になります選挙公営に関する規程と選挙運動用ビラに関する規程の詳細は、10月15日の選挙管理委員会にて、協議案件として規程の案を委員の皆様にご協議いただきたいと考えております。その後議会で条例案を審議いただき、議決が得られましたら、改めて選管を開催し、規程を議案として上程する予定でおります。いずれ、詳細につきましては、公職選挙法の改正内容に従って、条例及び規程案を作成する予定でおります。以上で説明を終わります。

嶋田委員長 供託金が没収されると公費負担を受けられないということですね。

嶋山書記 はい。そうです。

嶋田委員長 条例、規程に関してはこの内容で案を作成するのですよね。

嶋山書記 はい。法改正の内容に従って、案を作成する予定でいます。

嶋田委員長 はい。委員の皆さん何かありますか。

なければ、今後の予定を事務局から。

嶋山書記 はい。それでは今後の日程についてご説明いたします。

(以下、資料に基づき説明)

(その後、意見交換)

嶋田委員長 それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。

す。どうもありがとうございました。

午前9時45分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____